

令和元年第2回水戸市議会定例会

陳情文書表

水戸市議会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
第 3 号	31. 4 . 19	虚偽申請による家庭ごみ集積所の移設を求める陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>平成28年11月15日午前9時ごろ、陳情者の住宅の前の道路側溝に突然ごみ集積所が設置された。家庭ごみ集積所申請書は、清掃事務所が受理後に、虚偽の申請書であることが判明した。そして、水戸市ごみ集積所設置要項に適合していないと清掃事務所の次長は証言した。さらに、清掃事務所の所長は移設することになると証言した。この証言により、このごみ集積所は、水戸市ごみ集積所として認められない。しかし、現在、この集積所は利用され、ごみの収集も行われている。このことは、水戸市ごみ集積所設置要項違反、産業廃棄物処理法違反、道路法違反、道路交通法違反に当たる。議員さん、しっかりしてください。水戸市ごみ集積所設置要項、第5条違反。近隣者6名全員の合意を得ていない。そして土地所有者の承諾を得ていないことが判明した。そして、第10条違反。適合しなくなった場合は、申請者及び利用者は、速やかに必要な措置を講じなければならない。しかし、これまで必要な措置をとらなかった。このようなことが認められるのなら、水戸市ごみ集積所設置要項は必要ない。</p> <p>以上を踏まえ、下記事項により陳情する。</p> <p>《陳情事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水戸市ごみ集積所設置要項に適合していない当該家庭ごみ集積所の移設をすること。 2 移設しない場合は、ごみの収集を取りやめること。 	総務 環 境
第 4 号	31. 4 . 19	道路法及び道路交通法違反であるごみ集積所の撤去等を求める陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>陳情者の隣地のごみ集積所も法律違反である。水戸市内の市道、県道、国道の車道及び歩道に、ごみ集積所が設置してある。特に歩道は、学童の通学や一般市民が使用するものである。ごみ集積所として使用する場合は、それぞれの道路管理者の許可を受けなければならない。市道、県道、国道の道路管理者は、これまで、ごみ集積所設置許可申請は一件もなく、道路法第32条により許可できないと証言した。水戸市内のごみ集積所は、約1万1,000カ所ある。そのうち約6,000カ所は、無許可で公道を利用し、ごみ集積所を設置して利用している。明らかに法律違反である。議員さんしっかりしてください。ごみ集積所を新規に設置する場合は、市に申請書を提出、受理後、清掃事務所の職員が設置の可否について現地調査し、その結果について、所内で上司の決裁を受け、ごみ集積所管理責任者に周知し、ごみの収集が始まる。この現地調査において公道の有無について確認することになる。水戸市清掃事務所は、法律違反を</p>	総務 環 境

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>容認し，ごみ集積所を許可している。議員さんは，現場に立って見てください。水戸市は，長年にわたり，組織ぐるみで道路法及び道路交通法の法律違反をしている。</p> <p>以上を踏まえ，下記事項により陳情する。</p> <p>《陳情事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公道のごみ集積所を撤去すること。 2 水戸市ごみ集積所設置要項に基づくごみ集積所にすること。 	